

| No | 回答分類 | 意見内容 | 事業名 | 分類 | 対応方針 | 修正仕様書種類 | | | | | 対応内容・回答 | |
|----|----------------|--|---------------------|--------|--------------------|---------|-----------|-----------------|----------------|-----------------|--|--|
| | | | | | | 本編 | 業務 フロー | 機能・ 帳票 要件 | 帳票 詳細 要件 | 帳票 レイア ウト | PMH 設定 内容 | |
| 1 | 令和7年度税制改正に伴う対応 | 「令和7年度税制改正に伴う対応」とは趣旨が異なるかもしれないが、総合支援法施行令が令和7年12月1日付で改正施行され、高額障害福祉サービス費に関する箇所については条ずれがあったものと認識している。しかしながら、高額障害福祉サービス費の申請、決定関係書類については「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」など施行令の条文が記載される帳票となっているが、今回示された帳票要件やレイアウト等に施行令改正に伴う条ずれが反映されていない。次の仕様書改定において反映されるという理解で問題ないか。 | 07.障害福祉サービス等(給付管理) | 4.帳票要件 | 1.5.1版案へ反映 | | | | | | | ご意見のとおり、令和7年12月1日付で改正施行されたため、令和8年1月の標準仕様書の改定において対応しました。なお、条文に関する文言の修正であるため、「訂正」として対応しています。 ○変更箇所 業務フロー(07.障害福祉サービス等(給付管理)) (02.給付管理・高額障害福祉サービス費) 機能・帳票要件(07.障害福祉サービス等(給付管理)) 機能ID: 0220827, 0220828, 0220829, 0220830, 0220831, 0220832, 0220833, 0220834, 0220835, 0220836, 0220837, 0220838, 0220839, 0220840, 0220841, 0220842, 0220844 |
| | | | | | | | | | | | | 帳票詳細要件/帳票レイアウト 帳票ID: 0220144 01.令第百四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書 帳票ID: 0220146 03.令第百四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に関する委任状(生活保護) 帳票ID: 0220147 04.令第百四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ 帳票ID: 0220148 05.令第百四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ 帳票ID: 0220149 07.令第百四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 帳票ID: 0220150 08.令第百四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 帳票ID: 0220151 10.令第百四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書 帳票ID: 0220154 11.令第百四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書 帳票ID: 0220159 15.高額障害福祉サービス等給付費支給のお知らせ(サービス利用年月別明細)令第百四十七条第六項 帳票ID: 0220160 23.高額障害福祉サービス等給付費支給のお知らせ(サービス利用年月別明細)令第百四十七条第六項 帳票ID: 0220162 19.高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(サービス利用年月別明細)令第百四十七条第一項 帳票ID: 0220163 20.高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(サービス利用年月別明細)令第百四十七条第六項 帳票ID: 0220165 22.高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(サービス利用年月別明細)令第百四十七条第一項 帳票ID: 0220166 23.高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(サービス利用年月別明細)令第百四十七条第六項 |
| 2 | 令和7年度税制改正に伴う対応 | 機能・帳票要件_05.国制度手当: 機能要件において【「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。】とあり、対応する「要件の考え方・理由」に【連携されるデータ項目「扶養控除対象区分」及び連携されるデータ項目「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。】と記載の部分について、 国手引では、「所得制限に係る扶養親族等は、前年における所得税法上の扶養親族等である。」と記載があることから、今回想定されている「生年月日から対象有無を判断する」という方法は、認定請求時(システム操作時)の年齢ではなく、前年における所得税法上の扶養親族等の判定時期における年齢で対象有無を判断するという認識でよいか。 | 05.国制度手当 | 2.機能要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | | お見込みのとおり、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年)における所得税法上の扶養親族等とされた際の年齢で判断することとなります。 |
| 3 | 令和7年度税制改正に伴う対応 | 1.各帳票に出力される住所地を変更できる項目を設けていただきたい。 自治体は、障害者総合支援法に基づく居住地特例を適用してサービス等を支給するにあたり、転出先に通知書等を発送する必要がある。しかし、受給者が転出を繰り返している場合、現機能では当初の転出先が記入される仕様となっており、やむを得ず宛名を独自で作成して対応している。 システムでの対応策をベンダーに確認したところ、「住登外管理」から住所変更をする方法があるが、宛名番号が増える可能性があると回答があり、自治体内での情報連携等に支障をきたす恐れがある。施設入所する受給者への勧奨通知等、現住所の出力は帳票出力は必須であるため、対応をお願いしたい。 | 06.障害福祉サービス等(受給者管理) | 2.機能要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | 機能ID: 0220561において申請・届出内容の対象者情報の管理について規定しているため、申請・届出時の居住地(住所)を管理し、関係する帳票へ出力することは可能となります。また、機能ID: 0220119において送付先情報の管理、機能ID: 0220180において宛名部分への送付先情報の優先印字を可能としているため、住登外管理は必要ございません。 | |
| 4 | 令和7年度税制改正に伴う対応 | 2.障害福祉サービス受給者証について、標準仕様に抵触しないレイアウトで印字できるよう、要件を明記いただきたい。 現帳票レイアウトはA4横面印刷を想定されているが、印刷時の余白が多く、枚数が多いため紛失の恐れもあり、また持ち運びに不便である。当市では利便性向上のため、受給者情報記載面に準拠したまま、各面の配置を変更し、縦向きA3用紙に両面印刷で作成したい。具体的には、表面に第1~6面、裏面に7~14面を上詰めで印字し、上下左右に3山の蛇腹折りとしたい。 ベンダーに印刷可能か相談したところ、対応の可否について明示がなく判断しかねるとの回答があった。Q&Aのみでの提示ではなく、各面の配置や台紙の規格等は問わない等の明記をいただきたい。 | 06.障害福祉サービス等(受給者管理) | 2.機能要件 | 1.5.1版案へ反映 | | | ○ | | | 自治体の運用に合わせて帳票レイアウトを変更することはカスタマイズとなります。プリントの機能を利用し、例えばA3用紙に集約印刷(2アップ)することや両面印刷することは差し支えないため、機能・帳票要件の「要件の考え方・理由」欄に補足として、上記の内容を追記しました。 ○変更箇所 機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID: 0220708, 0220709, 0220710, 0220712, 0220713 | |

| No | 回答分類 | 意見内容 | 事業名 | 分類 | 対応方針 | 修正仕様書種類 | | | | | 対応内容・回答 |
|----|-------------------------|---|---------------------|--------|--------------------|---------|-------|---------|--------|---------|--|
| | | | | | | 本編 | 業務フロー | 機能・帳票要件 | 帳票詳細要件 | 帳票レイアウト | PMH設定内容 |
| 5 | PMH仕様書の変更に伴う対応 | 08(別添1)PMH登録時の設定内容について、「自立支援医療(全件)」「自立支援医療(差分)」「療養介護医療・肢体不自由児通所医療(全件)」「療養介護医療・肢体不自由児通所医療(差分)」の全てにおいて、設定内容が "#8(項目名(ヘッダ):性別)" を一律、"0(不明)" を設定する"となっている。 各項目は各医療機関において行われる医療行為の根拠となるため、性別不明の情報を設定・提供することは医療事故の原因となり得ないか? | 91.(別添1)PMH登録時の設定内容 | 9.その他 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | #8の「性別」について、医療受給者証の券面情報に「性別」の記載がない場合は、一律、"0:不明"を設定することとしています。その上で、デジタル庁より「本項目は医療機関へは連携されません(表示されません)」と確認できていることから、ご心配の事象は発生しないと考えています。 |
| 6 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 【自立支援給付について】 標準化後の障害福祉サービス受給者証上の七~十二面は現在、受給者証別冊という形で、受給者証本体と分けられています。標準化後は常に受給者証本体を両面印刷することになるため、手間が大きくなります。また、事前にシステムから支給決定内容の印字がない裏面の内容を事前に印刷しておくことも手間があると感じております。そのため、現状の受給者証のように、別個に分けるやり方を踏襲することは標準仕様書上可能でしょうか? | 06.障害福祉サービス等(受給者管理) | 4.帳票要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | 障害福祉サービス受給者証の七面~十二面を別冊として別途用意し、一面~六面までをシステムから出力する方法として、機能ID:0220709(標準オプション機能)を利用することで、帳票ID:0220117(障害福祉サービス受給者証の一面~六面のみの帳票レイアウト)を出力することは可能となります。 |
| 7 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 【児童通所支援について】 標準化後の児童通所支援の受給者証だと、九面だけ表ではなく裏面に印刷するため不格好になります。また、七面は複数回記入される可能性があるため、現行の受給者証のように七面を3面分について裏面に印字することは標準仕様書上可能でしょうか? | 06.障害福祉サービス等(受給者管理) | 4.帳票要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | ご意見の内容については帳票レイアウトのカスタマイズとなるため不可となります。なお、機能ID:0220713(標準オプション機能)を利用することで、帳票ID:0220121(通所受給者証の一面~五面のみの帳票レイアウト)を出力し、六面~九面を別冊として別途用意することは可能となります。 |
| 8 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 【補装具、更生医療】 両業務における、調査書(標準仕様書帳票レイアウト上だと、補装具は01.調査書、更生医療は04.調査書になります)において、現行の通り、帳票右上部に起案日、決裁日、施行日左上部に起案者、決裁者の押印欄を設けることは、標準仕様書上可能でしょうか? | 11.補装具 | 4.帳票要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | 補装具、更生医療の調査書について、帳票の右上に決裁欄をシステムから印字することはカスタマイズとなるため不可となりますが、帳票レイアウトの下部の自由記載欄に対して、ペンダの実装範囲で決裁欄を印字することは可能となります。なお、あらかじめ決裁欄を設けた用紙に対してシステムから出力することや、システムから出力した紙に対してゴム印等で決裁欄を設けることはカスタマイズとならないため可能となります。 |
| 9 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 地域生活支援事業の標準化について 自治体としては現状が網羅的に標準化されることが望ましいが、先般の議論のとおり、地域生活支援事業については自治体それぞれの独自色が強く、そのすべてを標準化するということはシステム標準化の趣旨とは馴染まないものである。 一方、日常生活用具・移動支援・日中一時支援・地域活動支援センターといった事業については、その障害者が当該事業の利用について自治体の支給決定を終た対象者であるか否かについて管理が必須であり、決定日などの支給決定情報は自治体を問わず共通項である。 また、支給決定に際し参照する、住民票情報や税情報の取得・連携などは標準化対象である障害福祉サービス等の機能要件に含まれており、地域生活支援事業のみでの活用には限らないため、標準化する際にも要件の流用が可能である。 更に、前段で例示した事業については、独自色の強い支給決定内容そのものではなく、「決定内容」「支給期間」「利用者負担額」といった枠組みは全国共通であると考えられるため、各自治体が用意する事業項目を取り込むフォーマットを準備することはデータレイアウトの標準化という観点と目的が合致する。 そのほか、数多くの自治体で給付費のシステムを行っていると推測されるが、それらについてもシステム外管理となった場合、事業補助金の過大請求といった事案が増加する可能性も否定できない。そのため、給付管理についてもシステム内管理が妥当である。 以上の理由から、地域生活支援事業は標準化の対象とすべきである。 | 99.その他 | 9.その他 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | ご意見の内容について、「障害者福祉システムの標準仕様書【第4.0版】の改版に向けた意見照会について(依頼)」(令和6年12月2日事務連絡)において「地域生活支援事業の標準化の対象要否」について調査し、調査結果を踏まえて令和6年度第4回障害者福祉システム等標準化検討会(令和7年1月17日開催)において、改めて、地域生活支援事業は標準化の対象外としています。 標準仕様書において独自施策システムで管理する情報と標準準拠システムで管理する情報を連携する機能を定めており、また、令和7年1月17日障害者福祉システム等標準化検討会資料3の32ページに記載する方法を参考にする等により、対応していただくようお願いします。 (調査結果の参考) ・「標準化の対象とすべきでない」 ご意見数: 196件 理由: 様々な事業形態が標準化に馴染まない ・「標準化の対象とすべきである」 ご意見数: 158件 理由: 一体的なシステム管理は必要である |

| No | 回答分類 | 意見内容 | 事業名 | 分類 | 対応方針 | 修正仕様書種類 | | | | | 対応内容・回答 |
|----|-------------------------|---|------------------------------------|--------|--------------------|---------|-------|---------|--------|---------|--|
| | | | | | | 本編 | 業務フロー | 機能・帳票要件 | 帳票詳細要件 | 帳票レイアウト | PMH設定内容 |
| 10 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 更生医療・育成医療の「認定決定通知書」(帳票ID:0220172、0220185)・「却下通知書」(帳票ID:0220173、0220186)・「変更決定通知書」(帳票ID:0220176、0220191)・「支給認定取消通知書」(帳票ID:0220180、0220194)の教示文について、「障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト」では「都道府県名知事に対して審査請求をすることができます」との記載になっていますが、自立支援医療費に係る処分は障害者総合支援法第97条第1項の規定に該当しないため「市町村名長に対して審査請求をすることができます」の記載が正しいのではないかと思いますとの機能見直しがありましたか、運用法律(総合支援法)による定めがない場合は行政不服審査法第4条の1項各号の要件により、審査請求先が決まるため、市町村長が処分庁であった場合、審査請求先は同法律第4条1項の第4号、当該処分庁の最上級行政庁となることから、都道府県の今までよいのではないのでしょうか。審査請求先に誤りがないかの確認をお願いしたい。 | 08.自立支援医療(更生医療) 09.自立支援医療(育成医療) | 4.帳票要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | 行政不服審査法上、個別法に定めがある場合を除き、処分庁の最上級行政庁(大臣、都道府県知事、市町村長等)が審査請求先となります。 最上級行政庁は、一般的には、市町村の事務については市町村長、都道府県の事務については都道府県知事、国の事務については所轄の大臣となると承知しています。 自立支援医療(育成医療・更生医療)に関しては、障害者総合支援法上、定めがなく、実施主体が市町村となることから、審査請求先は支給認定を行う市町村長になります。 |
| 11 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 障害福祉サービス(受給者管理) 機能ID:0221405 PMHとの適正な情報連携を行うため、PMHへ連携した受給資格情報と、その連携情報の取り込み結果を一覧形式で照会する機能を追加いただきたい。 一覧は、受給者証番号指定、マイナンバー指定、医療機関コード指定、連携日指定、エラー分指定等で検索でき、結果を一覧で照会する機能が望ましい。 | 06.障害福祉サービス等(受給者管理) | 2.機能要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | デジタル庁が公表しているAPI設計書及びファイル設計書では、PMHから返却されるエラー情報について、API連携におけるResponsesのエラー項目、CSVファイル連携におけるstring150桁のエラー内容の1項目となっていることから、現状、「※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること」としております。また、登録結果を一覧形式で確認できるかについては、画面要件となるためベンダの実装範囲となります。 |
| 12 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 障害福祉サービス(受給者管理) 帳票・詳細要件 (介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 外20帳票 生年月日の表記について、「日本人は和暦表記、外国人は西暦表記」が必須項目となっているが、本人の意向にかかわらず、外国籍であることが他者から判別できる書類となってしまったため、各帳票において生年月日の和暦・西暦表記は地域性等を鑑みて、各自治体ごとに選べるオプション項目とすべきと考える。 他標準準拠システム(健康管理等)においては、すでに本市意見のとおり「外国人は西暦表記」ではなく「西暦和暦併記」という内容に修正されているため、本システムにおいても同様に対応していただきたい。 令和7年度上期全国意見照会の意見集約一覧において『デジタル庁からの方針が示された際に仕様書への反映を検討』との回答をいただいたが、すでに修正されている他仕様書があるので、障害者福祉の仕様書へも反映をお願いしたい。 | 06.障害福祉サービス等(受給者管理) | 4.帳票要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | 住民登録システム(住民票等)と表記を合わせており、標準化対象20業務でそろえる必要があると考えており、デジタル庁に整理の依頼をしております。今後、デジタル庁からの方針が示された際に仕様書への反映を検討します。 |
| 13 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 更生医療 機能ID:0221334 PMHとの適正な情報連携を行うため、PMHへ連携した受給資格情報と、その連携情報の取り込み結果を一覧形式で照会する機能を追加いただきたい。 一覧は、受給者証番号指定、マイナンバー指定、医療機関コード指定、連携日指定、エラー分指定等で検索でき、結果を一覧で照会する機能が望ましい。 | 08.自立支援医療(更生医療) | 2.機能要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | デジタル庁が公表しているAPI設計書及びファイル設計書では、PMHから返却されるエラー情報について、API連携におけるResponsesのエラー項目、CSVファイル連携におけるstring150桁のエラー内容の1項目となっていることから、現状、「※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること」としております。また、登録結果を一覧形式で確認できるかについては、画面要件となるためベンダの実装範囲となります。 |
| 14 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 育成医療 機能ID:0221338 PMHとの適正な情報連携を行うため、PMHへ連携した受給資格情報と、その連携情報の取り込み結果を一覧形式で照会する機能を追加いただきたい。 一覧は、受給者証番号指定、マイナンバー指定、医療機関コード指定、連携日指定、エラー分指定等で検索でき、結果を一覧で照会する機能が望ましい。 | 09.自立支援医療(育成医療) | 2.機能要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | デジタル庁が公表しているAPI設計書及びファイル設計書では、PMHから返却されるエラー情報について、API連携におけるResponsesのエラー項目、CSVファイル連携におけるstring150桁のエラー内容の1項目となっていることから、現状、「※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること」としております。また、登録結果を一覧形式で確認できるかについては、画面要件となるためベンダの実装範囲となります。 |

| No | 回答分類 | 意見内容 | 事業名 | 分類 | 対応方針 | 修正仕様書種類 | | | | | 対応内容・回答 |
|----|-------------------------|--|-------------------|--------|--------------------|---------|-------|---------|--------|---------|--|
| | | | | | | 本編 | 業務フロー | 機能・帳票要件 | 帳票詳細要件 | 帳票レイアウト | |
| 15 | 標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応 | 精神通院医療 機能ID:0221342 PMHとの適正な情報連携を行うため、PMHへ連携した受給資格情報と、その連携情報の取り込み結果を一覧形式で照会する機能を追加いただきたい。 一覧は、受給者証番号指定、マイナンバー指定、医療機関コード指定、連携日指定、エラー指定等で検索でき、結果を一覧で照会する機能が望ましい。 | 10.自立支援医療(精神通院医療) | 2.機能要件 | 2.回答記載(規定済・代替可等含む) | | | | | | デジタル庁が公表しているAPI設計書及びファイル設計書では、PMHから返却されるエラー情報について、API連携におけるResponsesのエラー項目、CSVファイル連携におけるstring150桁のエラー内容の1項目となっていることから、現状、「※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること」としております。また、登録結果を一覧形式で確認できるかについては、画面要件となるためベンダの実装範囲となります。 |